

けれども、從來からそういう支給方法に準じましてお支払いを
しているというふうな実態でございます。

これらについては、今う後検討させていただきたいというふうに考えて
おりますが、よろしく願います。

○二十番（指田保雄君） 額についてはわからないと、後ほど報告しますとい
うことで、了解はいたしますけれども、天下の福生市の総務部長さ
んが、少しお粗末じゃないかと、苦言を口玉しておきます。
以上です。

○議長（森田治男君） なければ以上で質疑を終わります。

これより議案第九十六号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十
六号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 追加日程第二 議案第九十七号 福生市の一般
職の職員の昭和六十年十二月期期末手当の支給割合を定める条
例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきまして、議案第九十七号

福生市の一般職の職員の昭和六十年十二月期期末手当の支給割
合を定める条例につきまして御説明を申し上げます。

本案は、ただいま御議決をいただきました議案第九十六号と同
じ趣旨のもとに、御提案を申し上げた条例でございます。議員と
同じく支給割合を百分の二百四・五としたやうとするものでございま
す。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をいたそうとする
ものでございます。

甚だ簡単ではございますけれども、原案とおり御決定ください。

ますようお願いを申し上げまして、説明にかえさせていただきます。
○議長（木村治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います

○十二番（遠藤洋一君） 支給割合その他につきましても、賛成するところですが、一応参考のために、要するにことし一番若く入った人の一時金というのは、調整手当を含めて幾らになっているのか、ということと、管理職になると見えますが一番高いのは幾らになっているのか、

それから、平均という数字につきましては、伺ったような気もするんですが、何歳の平均というふうに指数をとっていらっしゃるのか、ということかわからなかったものですから、何歳平均というところかモデルのケースの指標だということになっていると思いますので、それも含めて、あわせて三つ伺いたいと思います

○総務部長（浅見裕康君） たびたびで申しわけありませんけれども、一番若い職員と最高の職員の職員の実質的な支給額については、後ほど御答弁を申し上げさせていただきます

それで、平均的な職員の年齢でございますけれども、三十六歳十一カ月となっております

○十二番（遠藤洋一君） よくわからないが、その平均というのは、これは非常に常識的な平均値の出し方と、実は賃金平均とは違うからしょうがないんですけれども、一番高いのと安いのを足して二で割ると平均になるかなと思うけれども、実はそうじゃないんです。だから今みたいな質問をしなければいけなくなりました。たんですけれども、今のつまり三十六歳というところにアベレージをあわせたやつが、いわゆるその七十数万という数字になるというふうに考えていいんですか。

では、職員に対する平均の支給額というのは、幾らになっているかというふうにもう一遍伺いますけれども、そうしますと、その平均というのは、どういう指標で出すことになりますか。最高と最低のところが出ていなくても、その指標は出るということですか。あるいは、今持っているというだけですか。

○総務部長（浅見裕康君） そういうことでございます。今ちょっと課長

の方に……。申しわけございません。

○十二番（遠藤洋一君） わかりました。

○総務部長（浅見裕康君） 平均というのは、今御指摘いただいたように、単に総額を職員で割ったというふうなものでございますので、平均年齢の三十六歳十一カ月の職員が幾らかということとは、若干数字が違ってくると思います。それについても合わせて報告をさせていただきます。

○十二番（遠藤洋一君） 一応職員給与に対してどのようなように適正であるかということをお考えるときに、今言った三つの数字は大変大事だというふうに思っているんですけれども、すぐ出るんですか。

○総務部長（浅見裕康君） 資料がございますので、すぐ今、申しわけございません。

○十二番（遠藤洋一君） すぐならばいただきたいというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森田治男君） 暫時休憩いたします。

午前十一時二分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（浅見裕康君） 貴重な時間を費しまして申しわけございません。

お答えを申し上げます。

最高の年齢が五十六歳で、期末勤勉手当あわせまして百十一万一千円でございます。それから、最低が二十歳でございまして、三十六万五千百五十円でございます。それから、三十六歳の平均年齢の受給額が七十四万一千百円でございます。以上でございます。

それから、先ほど指田議員さんからの御質問でございますけれども、

実は、昭和六十年年度今期の期末手当の支給額につきましては、まだ各市協議中で、あるいは条例提案という所もございまして、確定をしておいませんので、ちなみに、昨年の十二月期の期末手当の額につきまして、一応その資料に基づきまして御答弁をして、これにかえさせていただきます。

田無市でございまして、一人平均が九十七万五千円でございます。最低が当市でございまして、五十八万九千三百六十円という実績でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。四番 石川泰一君。

(四番 石川泰一君登壇)

○四番(石川泰一君) 御指名をいただきましたので、会議規則第八十六条の規定により、さきに通告いたしました順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、教育についてであります。

教育には三つの側面があると言われています。第一に家庭教育、

第二に学校教育、第三に社会教育であります。人間は、生まれてから死ぬまで、その全履歴を通じて、何らかの形で教育を受けているわけであり、生涯教育と言われているところでもあります。教育基本法によれば、「教育とは、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」とうたわれているわけであり、戦後四十年の教育の歩みは、果たしてこの理念に沿ったものであったのだろうか。昨今、いろいろな面においてその答えが出てきているような

気がしてならないわけがあります。教育の廃退とか、道徳教育の復興とか、教育の資質の問題等々いろいろと議論されているところでもあります。学校ばかりでなく、家庭も、地域社会も、それぞれに責任を持たなければならぬ事柄であると思います。

このような事態の中で、今日、教育のひずみであるとして全国的に起きている、あるいは子を持つ親たちの最大の関心事となっているいじめについてお尋ねするものであります。

第一に、小中学校におけるいじめの実態と、その対応についてであります。

いじめは、一応鎮静化したかのように見える校内暴力にかわって浮上してきた荒廃現象の一つである。あるいは現代社会の反映であるなどとも言われているところではありますが、新聞、ラジオ、テレビ等で大きく報道され、重大な社会問題としてクローズアップしてきたところでもあります。いじめは昔からあったわけではありますが、昨今のいじめはまことに残忍であり、陰湿であります。そのために登校拒否や傷害、自殺

にまで追いやられた児童、生徒が毎日のように報道され、生徒の八〇％が何らかの形でいじめを体験していると言われています。

ある新興市におけるいじめの実態調査によれば、中学二年生女子の八〇％以上がいじめに同調し、四人に一人が友達がいじめをおもしろそうと思ったことがあるという結果が出ています。また、いじめは小六、中二、小四の順に多く、いじめられは、学年が上がるともに減少し、低学年では、特に女子が悪口、暴力、意地悪などで男子にいじめられているケースが多くなっている。学年が上がるにつれていじめが陰湿化し、グループ化していることが特徴で、とりわけ中二女子の同調的いじめへの参加は、八二％にも達し、女子に対するいじめの場合、いじめる側の八九％が男女混合、または女子のグループの結果が出るなど、いじめの集団の動きにブレキがきかない側面もあらわれているとしています。また、学年を問わず、男子のいじめは、クラスへの指導によって変わる可能性が高い反面、高学年の女子のいじめは、男子に比べいじめの陰湿さやグループ内の不安定な力関係などもあり、

全体的な様相はとらえにくいとしております。中学生に対する指導と対応の難しさを浮き彫りにしているわけであります。

いじめを告発する悲痛な遺書を残して自殺した生徒、明るく面倒見がよく、級友たちの人望も厚く、学級委員までしたことがあり、将来は保母さんになることを夢見ていた前途有望なこの生徒が、なぜ自殺しなければならなかったのか、後でいかに美麗美句を並べて追悼の言葉を述べ、悔やんでみたところで、全く後の祭りではないわけであります。

そこで、私は小中学校におけるいじめの実態とその対応についてお尋ねするものであります。

第二に、いじめ一〇番の設置についてであります。

いじめについては、さきにいろいろと申し上げましたとおりでございますが、十二月三日の人権擁護の立場から、いじめに取り組んでいる法務省の発表によれば、三月から十一月十五日までのまとめによると、人権相談、いじめ一〇番などで法務局の人権擁護委員に寄せられたも

のは、全国で千五百一件、そのうち学校やPTAなどの協力で解決したものは二百八十一件、対応中が三百九十一件、自殺二件、転校四十件、本人の強い要望で穏便にとめたもの七百八十七件に上り、今後ますます増加の傾向にあると聞いています。しかし、これは法務局を通じて収集した件数であって、ほんの氷山の一角にすぎないわけであります。全国の関係各機関を初め、弁護士会、PTAなどがその指導や対応策をいろいろと講じているところであります。私たちも市民の一人として大人の英知を出し合って、このようないじめを追放しなければならぬと思います。

そこで、当市においても、教育委員会の窓口には、電話によるいじめ一〇番を設置したらどうかと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

次に、体育施設についてであります。

市民憲章の第一に、「私たちは健康な体をつくり、充実した豊かな日々を送りましょう」と書かれてあります。また、昔から健

全なる体は健全なる精神に宿ると申されておりますが、健康であるということは、すべてのことの基本であり、活動の源であるわけであります。健康であってこそ、明るい家庭も、美しい緑の町も、文化の薫るみんなが幸せになれるまちづくりが成り立つわけであります。スポーツの振興と体育施設の充実は、市民の体と心の健康を培う場として最も重要な施策であると思ひます。

幸い、当市におけるスポーツ人口は年々増加の一途をたどり、本年の体育祭の参加人口は、市民の一四〇名にも上り、さらにまた、市民の多くは何らかのスポーツに参加を希望しているわけであります。昨年のスポーツ実態調査による施設の利用状況は、調査人口のうち施設を利用した市民は三七・四〇名、利用したいと思つたことがある人は七七・七〇名となっている。そのうち体育館の利用は五四・八〇名と断然多くなっているわけであります。なお、利用しないとする理由は、近くに活動する施設がない、あるいは教えてくれる人や機会がないから、とする者が四一・四〇名にも上つていたわけであります。同時に、近くに施設の

建設を要望する声も多く、かつまた、現在の体育館の利用状況は、全くあつてゐる日がなく、土、日曜日などは、なかなか思うようにならないのが現況であります。

そこで市長にお尋ねするわけですが、第一に、熊川、福生地区に地域体育館の建設についてであります。スポーツの振興、体育館の利用状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、現在の体育館では、年々増加する室内スポーツ人口を到底消化し切れなくなることは、明白な事実であります。市長は、かねてからスポーツを通じての市民の健康づくりには、特に関心を持っておられるわけでありますが、市民がいつでも、一人でも気軽に利用できる、そして実技だけでなく、会議も、話し合いもできるような地域体育館を熊川、福生地域につくるべきであると思ひますが、市長のお考えをお伺ひいたします。

第二に、多摩川沿いに健康通りの設置についてであります。冒頭に申し上げましたように、スポーツ人口の増加は、近年特に著し

いものがあり、自分の健康は自分自身でという考え方が定着しつつあるゆえんであると思います。子供から大人まで、一人で手軽にできるスポーツ、すなわちジョギング、マラソン、あるいはサイクリング等が大変人気があるスポーツとして、多くの人たちに愛されているわけであり、これらのスポーツは、やろうと思えばどこでもできるわけですが、一般道路や市街地においては大変危険が伴うものであります。

そこで、風光明媚な、そして空気のおいしい、自然の多い多摩川沿いに、すなわち羽村町境の総合グラウンドから昭島市境の南公園まで、延長約四・五キロを一般の交通に邪魔されることなく、だれもが安心して利用できるコースを、市民の健康づくりのためのいろいろな面での利用が図られる健康通りの建設をお願いするものであります。

三番目に、道路行政についてであります。

福生市における道路行政は、都市計画道路においては、その五三％が完成し、道路の舗装率は九六％と大変な高率であります。道路の新設あるいは改修工事等も、おおむね順調に行われ、その実績は高

く評価され、都下でも上位にランクされているところであります。また、一部私道の舗装工事や補助も行われ、道路台帳の整備も着々と進行しているわけでありまして、行政の努力に深く敬意を表するとともに、今後の一層の御尽力を期待するものであります。

そこで、私は、道路行政の中で、特に生活道路における雨水排水の推進についてお尋ねいたします。

幹線道路や近年つくられた道路においては、雨水排水工事が施工されているわけですが、生活道路いわゆる通勤通学、買い物など、どの市民の日常生活に密接な関係のある道路のうち、古くからの道路、特に旧村落にある道路の雨水排水設備が、今だに不備な道路が各所に見受けられるわけであり、大雨や台風ときには、大量の雨水が近くの畑や宅地内に流れ込み、あるいは一部には、道路が冠水するというような事態もあり、付近住民は大変な迷惑をこうむっているわけであり、また、路上にできた水たまりに気をとられて自動車に接触された事故などもあり、交通安全の面から言っても、大変

危険であります。

したがって、私は市民生活優先の立場に立って、雨水排水がなかったから——というような事態にならないためにも、生活道路における雨水排水事業を強力に推進することをお願いするものであります。

四番目に、区画整理についてであります。

昨年の熊川地区の都市開発調査に基づき、本年は、そのうちの二十四ヘクタールを区画整理事業として実施することを前提として、八月中旬より地域の関係者の方々に説明会を行い、区画整理事業への第一歩を踏み出したわけであります。その道の専門家によれば、完成の暁には、三多摩でも有数な住みよい地域になるであろうと評価されております。私もこの地域の開発に関しましては、昨年の六月に一般質問をし、その早期開発をお願いしたところであり、事業の推移については、重大なる関心を持っているものであります。

そこで、次の二点につきお尋ねいたします。

第一に、地元説明会についてであります。

私の出席した説明会のグループは、緊張の中にも極めて協力的でありましたけれども、前回を通じての説明会の結果について、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

- 一、説明会に出席した人数と出席率。
- 二、説明会に当たって、問題となった点があったかどうか。
- 三、説明会に出席しなかった人の対応について。
- 四、その後の推移について。

第二に、六十一年度の事業推進についてであります。

六十一年度の事業推進に当たっては、本年の説明会の結果、あるいはその後の調査、研究等を踏まえて事業計画が設定されるのであらうと思いますが、その内容について具体的に説明をお願いいたします。

以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 石川議員さんの御質問にお答えいたします。

○市
学校教育につきましましては、教育委員会から御答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、体育施設についてでございますが、熊川、福生地区に地域体育館の建設について御質問をいたしておりますが、地域体育館につきましては、これから進めていくべき体育振興施設の一つでもあり、必要不可欠のものではないかと思っております。当面、熊川地区に新しいスポーツの場としての地域体育館を建設いたしたく準備を進めておりますが、将来、福生地区にも建設してまいりたいと思っております。

次に、第二点目の多摩川沿いの健康通りの設置についてでございます。

多摩川沿いは、市内でも比較的自然人の残された数少ない場所でありまして、南公園から坂公園までのサイクリング道路としての準備をすることになっております。将来的には、市営競技場までのコースも考えております。

また、ジョヤングコースでございますが、市内に設定することは困難

であり、したがってサイクリング道路と平行して設定することが適切なものではないかと思っております。永田橋、多摩橋等交通量の多い道路を横断しなければならぬということもあり、困難な面もありますが、できる限り実施してまいりたいと思っております。

次に、道路行政についてでございます。

生活道路における雨水排水の推進についてでございます。

道路行政の中でも、特に雨水排水の問題は、市民生活に大変な迷惑をかけるわけでありまして、大雨や台風時には、冠水という事態になります。確かに道路の舗装率は九六〇という高い舗装率を示しております。また、当市の重要幹線での雨水排水処置は、ほぼ達成されたと考えております。これからは、幹線と生活道路での雨水排水を結ぶ計画を進めてまいりたいと考えております。また、生活道路での冠水については、問題箇所もあるわけで、雨水管の埋設されていない流末箇所については、雨水を地下に戻して、自然環境を少しでも破壊しない吸い込み式の雨水処置を行っております。本年度も加美ク